

新型コロナウイルスの影響を受ける労働者や経営者の方々の支援に関する会長談話

現在、新型コロナウイルス感染症は拡大の一途をたどっており、国民の中に健康に対する不安が広がると共に、日々の生活に様々な支障が出ています。また、経済面においても、飲食店や宿泊業の予約のキャンセル等、業種や地域を問わず、その影響が幅広く現れつつあります。

このような状況の中、官民挙げて感染拡大の防止に取り組んでいるところですが、そのためには、「クラスター（集団）が次のクラスター（集団）を生み出すことを防止することが極めて重要であり、徹底した対策を講じていく必要がある。」とされ、大規模な集会の自粛や小学校等の休校が要請されています。

感染拡大防止の取り組みの一方で、企業活動や働く人々の生活に大きな影響を及ぼすことが懸念されています。企業活動においては、人員確保と事業継続、休業補償、休業せざるを得ない労働者と出社して業務遂行する労働者の負担増への配慮など多方面での対応が必要となります。また、労働者においては、雇用や賃金に対する不安、人員減による労働時間の増など生活に大きな影響を及ぼす事柄について、個別の事情に応じた相談ニーズが高まるものと考えられます。

岡山県社会保険労務士会では、これまで、総合労働相談所で無料労働相談を実施しているところですが、**新型コロナウイルス感染拡大による緊急の労働問題の相談に対応するため、令和2年3月6日に同相談所に「新型コロナウイルス関係労働相談窓口」を設置しました**（当面は3月31日（火）まで）。土日祝を除く月曜日から金曜日のAM9:00～PM5:00までの間に相談受付窓口（086-226-0164）にお電話をいただいた場合、面談相談日を決定し対応させていただきます。労働者や経営者の方々の労働問題や「新型コロナウイルス感染症に係る雇用調整助成金の特例措置の拡大」等の助成金の概略説明に対応していきます。

岡山県社会保険労務士会は、今後も、関係機関との連携を図り、新型コロナウイルスの影響を受ける労働者や経営者の方々の支援に全力で取り組んでまいります。

令和2年3月6日

岡山県社会保険労務士会
会 長 双田 直